

課外活動優秀特別奨学生及び生活支援奨学生（課外活動）の継続に係る取扱要領

平成27年10月1日
制定

（趣旨）

第1条 この要領は、札幌大学奨学生規程第14条第3項の規定に基づき、課外活動優秀特別奨学生及び生活支援奨学生（課外活動）の継続要件に関して必要な事項を定める。

（資格の要件）

第2条 課外活動優秀特別奨学生及び生活支援奨学生（課外活動）の継続要件は、次の各号に定めるとおりとする。

- （1） 1 Semester当たりの平均修得単位が15単位以上で、当該課外活動を継続していること
- （2） 別に定める給付条件（受付基準）を満たしていること
- 2 課外活動優秀特別奨学生及び生活支援奨学生（課外活動）が当該クラブを退部した場合には、課外活動コーディネータ会議が資格継続の判断を行う。
- 3 前項第1号で使用する平均修得単位は、卒業要件科目の修得単位の累計に基づき算出する。
- 4 認定留学及び交換留学期間中は、前項第1号による資格継続の判断を行わない。

（資格の中断）

第3条 次の各号に該当するとき、課外活動優秀特別奨学生及び生活支援奨学生（課外活動）の資格を中断する。

- （1） 2期連続したSemesterで、第2条第1項第1号に定める資格の要件を満たさないとき。ただし、第2 Semester終了時の修得単位が21単位以上の場合、次Semesterにおける資格の中断は行わない。
- （2） 当該クラブを退部し、課外活動コーディネータ会議が資格を中断すると判断したとき。
- （3） 第2条第1項第2号に定める給付条件を満たさないとき。
- （4） 休学したとき。

（資格の復活）

第4条 前条により資格を中断された者が、第2条第1項に定める資格の要件を満たしたとき及び復学したとき、課外活動優秀特別奨学生及び生活支援奨学生（課外活動）の資格の復活をすることができる。

（資格の喪失）

第5条 前条により資格の復活をした者が、再び第3条に定める資格の中断に該当するは、課外活動優秀特別奨学生及び生活支援奨学生（課外活動）の資格を喪失する。

附 則

この取扱要領は、平成27年10月1日から施行する。